

議事要旨(2)企業結合専門委員会における検討状況について

秋葉主席研究員より、前回に引き続いて、公開草案に対するコメント及び公開草案後の修正文案についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

- ・ 専門委員会での議論は、概ね整理されたため、本日、特に問題がなければ、今後は委員会での議論とする。
- ・ 新株予約権を交付した時の会計処理(適用指針案第 50 項)について、専門委員会の議論を踏まえて、株主へ交付した場合は「取得の対価」として整理し適用指針案第 361 項へ記載するとともに、共通支配下の取引等の場合について適用指針案第 206 項(2) を参照する旨についても併せて記載することとした。
- ・ 税効果会計について、株式交換完全親会社が取得した子会社株式にかかる税効果は認識しない旨が適用指針案第 115 項にて明記されているが、共通支配下の取引の場合、あるいは子会社が分割型の会社分割を行った場合の株主の会計処理についても明記することが望ましい旨のコメントがあった。この点について引き続き専門委員会で議論をしたところ、組織再編に伴い取得した子会社株式に係る税効果の取扱いについては「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第 10 号、公認会計士協会)第 34-2 項において取得の場合について取り扱われているものの、組織再編に限らない一般的な子会社株式の取得の場合にまで検討が及ぶことと、連結税効果実務指針と取扱いが異なっていることもあることから、今後は公認会計士協会にて検討するように要請することとし、専門委員会ではこれ以上の議論を行わないこととした。
- ・ 適用時期等について、適用指針案第 331-2 項にて、適用指針公表日以後の組織再編に適用することとしていたが、専門委員会の議論を踏まえて、実務上、周知期間が必要であることと、一部が関連する可能性のある会社計算規則の改正が来年 3 月ごろまでに施行される見通しであることを勘案し、早期適用を認めるものの適用時期は 2008 年 4 月 1 日以降とする。

上記のうち、適用時期等に関連して公表時期について、委員より質問があった。事務局から、今回の改正は会社計算規則の解釈に影響する部分はあるものの、実務上の取扱いを明確にする部分が多いことから、なるべく早い公表が望まれているため、翌月に議決されれば、遅滞なく公表を予定している旨、回答がなされた。

以 上